

令和9年度 サークル活動申請についての留意点

1) 文化サークルとは

次の要件を満たしている団体を指します。申請認可後に、施設のルールやマナーを遵守いただけないなど、文化サークルにそぐわないと連絡協議会が判断した場合は、許可を取り消すことがあります。

- ①町内の生涯学習施設等で**定期的**な活動をする事。
(定期的に使用予約をしてあっても、実際に活動していない場合はこれにあたりません)
- ②サークル員は全員が18歳以上であり、おおよそ10名以上で構成され、そのうち過半数が久御山町在住・在勤者で占めていること。
- ③代表者が久御山町在住であること。
- ④サークル員、講師及び活動内容を明らかにし、その都度連絡協議会へ報告すること。
- ⑤特定の業者及び講師の営利を目的としないこと。
- ⑥文化サークル連絡協議会に加入し、**連絡協議会の決定及び行事予定に積極的に協力**すること。

2) 施設使用上の注意

具体的に、次のような注意を守って活動してください。

- ①館外学習など部屋を使用しない場合、又は日時を変更する場合は、必ず各施設へ申し出てください。
- ②部屋の又貸しは禁止です。サークル間で部屋の譲り合いをする場合も、必ず各施設へ報告し、許可を得てください。
- ③サークルの活動に異なる団体が混ざって活動することも禁止です。
- ④部屋を使用した後は、必ず片付け・清掃をし、**報告書等を提出**してください。
- ⑤施設外で文化サークルとしての活動をする場合は、必ず生涯学習応援課まで報告をしてください(社会人講師、発表会等)。
- ⑥サークル以外にも施設を使用したい方はたくさんおられます。予約しておいて、使わないということの無いようにしてください。
- ⑦施設使用時の禁止事項を厳守してください。

3) 申請書等の提出について

①提出期限 令和8年11月27日(金)

②提出先 久御山町教育委員会生涯学習応援課